

令和6年度 公益信託家政学研究助成基金申請公募のご案内

公益信託家政学研究助成基金 運営委員会
運営委員長 片山 倫子

一般社団法人日本家政学会は、家政学およびその境界領域に於ける優れた研究に対して助成することを目的として公益信託家政学研究助成基金（英語名 Charitable Trust Fund for Home Economics Research）を設定しました。下記応募要領に従ってご応募ください。

応募要領

1. 目的

家政学およびその境界領域の若手研究者に対して研究助成を行い、家政学の発展に寄与し、世界に貢献できる人材の育成を目的とする。

なお、「家政学」の定義に関しては、日本学術会議が平成25年に発出した「報告 大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 家政学分野(2.家政学の定義)」において、「家政学は、人間生活における人と環境との相互作用について、人的・物的両面から研究し、生活の質の向上と人類の福祉に貢献する実践的総合科学である。すなわち人の暮らしや生き方は、社会を構成する最も基盤となる部分であることから、すべての人が精神的な充足感のある質の高い生活を維持し、生き甲斐を持って人生を全うするための方策を、生活者の視点に立って考察し、提案することを目的としている。」とされている。詳細は次のリンクをご参照。

⇒ <https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-h130515-1.pdf>

2. 資格

- (1) 家政学およびその境界領域の自然科学分野などの大学院課程に在籍する者、または大学およびその他の研究機関で研究を遂行している45歳未満（令和6年4月1日現在）の教員および研究者で成績、業績ともに優秀であり優れた人格を有する者。
 - (2) 家政学およびその境界領域の自然科学分野などで研究活動を行っている外国人で日本の大学の大学院課程に正規の学生として入学許可を取得した者、あるいはこれに準ずる留学生で成績、人格ともに優れた者。
- ※ 過年度に本研究助成を受けた者の場合は、上記(1)または(2)の資格を有し、かつ、過年度助成の研究成果報告書を提出してから5年を経過している者に限る。

3. 研究助成期間

原則として1ヶ年（令和6年4月1日～令和7年3月31日）とする。ただし、所定の延長申請書等を提出し、運営委員会において真にやむを得ない理由があるとして助成期間延長の必要性が認められた場合には、最長6ヶ月間まで延長することができる。

4. 採用人数および研究助成金額

2. の中から、6名以内の者に1名当たり50万円を限度として助成する。

【裏面へ続く】